

源泉所得税事務相談会開催のお知らせ

源泉所得税納期特例の申告期限（7月10日（水））が近づいてまいりました。従業員の給与等に対する源泉事務の仕方について、個別相談会を下記のとおり開催致します。ぜひ、ご参加いただきますようご案内申し上げます。

日 時：令和6年7月2日（火）、3日（水）、4日（木）5日（金）、8日（月）

午前10時～午後4時（正午～午後1時を除く）

場 所：武蔵村山市商工会館 2階 記帳指導室

持参資料：《源泉事務相談に必要な書類》

- 賃金台帳または給与支払金額のわかる書類
 - 令和5年及び令和6年分給与所得源泉徴収簿
 - 扶養控除異動申告書
 - 源泉徴収所得税納付書
 - 令和5年分源泉所得税納付書の控え
 - 《源泉事務相談及び**定額減税**に関する必要な書類》
 - 扶養控除等異動申告書
 - 定額減税を行ったことがわかる書類（6月分の給料明細・賃金台帳等）
- ※裏面に定額減税についての説明を記載してあります

申 込：予約制

申込日前日の15時までに商工会へFAXまたはお電話でお申込みください。

お問合せ 電話：042-560-1327(担当：高橋) FAX：042-560-6232

受付時間：(平日) 8:30～17:00

※土曜日・日曜日・祝祭日及び業務時間外での受付はできません。

※FAXの場合は切り取らずこのまま送付ください

【源泉所得税事務相談会 申込書】

事業所名	代表者名				
電 話	F A X				
日 付	7月2日（火）	3日（水）	4日（木）	5日（金）	8日（月）
	（ご希望の日付に○をしてください）				
希望 時間帯	10:00	11:00	13:00	14:00	15:00
	（ご希望の時間に○をしてください）*相談時間は1時間です				

※ご予約が重複した場合はご連絡させていただきます。

武蔵村山市商工会

FAX：042-560-6232

定額減税について

令和6年6月1日以降最初に支払われる給与等（賞与含む。）に対する源泉徴収額から定額減税額が控除される方法で行われます。

☆令和6年1月から令和6年6月分までの支払給与額等と源泉徴収税額の整理および源泉徴収簿への記入をお願いいたします。

なお制度の詳細につきましては国税庁のホームページでもご確認いただけます
定額減税特設サイト：

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

★ 定額減税は、令和6年6月1日以後に支払う給料等につき、源泉徴収を行う際に実施します。

対象者：令和6年6月1日現在、勤務している人のうち給与等の源泉徴収において、源泉徴収税額表の甲欄が適用されている居住者の人です。

※なお、令和6年6月2日以後に、勤務することとなった人は対象外になり、年末調整で行うこととなります。

★ 定額減税額は、次の金額の合計額です。ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、控除される金額は、その所得税額を限度となります。

①本人：30,000円

②同一生計配偶者及び扶養親族（いずれも居住者に限る）

一人につき 30,000円

※同一生計配偶者とは

控除対象者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者等を除きます）のうち合計所得金額が48万円以下の人となります。

※扶養親族とは

所得税法上の控除対象扶養親族だけでなく、16歳未満の扶養親族も含まれます。（青色事業専従者等を除きます）